

視能訓練士国家試験出題基準の利用法

視能訓練士国家試験は、視能訓練士法に基づき「視能訓練士として必要な知識及び技能について」行われる。

その内容を具体的な項目によって示したのが、視能訓練士国家試験出題基準である。視能訓練士国家試験の妥当な範囲と適切なレベルを確保するため、視能訓練士試験委員はこの基準に拠って出題する。

なお、当該出題基準は学校養成所の卒業前の教育で扱われる内容の全てを網羅するものではなく、これらの教育のあり方を拘束するものではない。

1. 見出し〈章〉、大・中・小項目に分類する。

- (1) 見出し〈章〉は視能訓練士学校養成所指定規則に定める教育内容とする。
- (2) 大項目は中項目を束ねる見出しとする。
- (3) 中項目は、視能訓練士国家試験の出題範囲とする。
- (4) 小項目は、キーワードとして、中項目に関する内容を分かりやすくするための事項とする。これは、大・中項目に関連して出題されるものとする。また、出題範囲は記載された事項に限定されず、標準的な学生用参考書に記載されている程度の内容を含む。

2. 専門領域等により同一事象に対し異なる表現がある場合には、括弧書き等によりどちらも使用可能とした。

また、括弧は以下のルールにより使用した。試験委員会の判断により、括弧内、外の語を適宜使用できる。

() : 直前の語の説明又は限定

【例】外耳(耳介、外耳道、鼓膜)

< > : 直前の語と同義

【例】世界保健機関<WHO>

[] : ()や< >の中に()や< >がある場合の大きな括り

【例】薬剤耐性[antimicrobial resistance<AMR>]

{ } : 省略しても意味または分類の変わらない語

【例】蛋白{質}